島本町教育委員会 会議録(平成28年第4回 臨時会)

日時	平成28年3月28日(月) 午後2時00分~午後3時30分
場	島本町役場 地階 第四会議室
出 席 者	岡本教育長、新井委員、中川委員、髙岡委員 北河部長、頼田次長兼教育推進課長、川畑次長
委員及び事務局職員	北州部長、頼田八長兼教育推進課長、川畑八長 (教育総務課)島村課長、宮里主幹、藪内係長、瀧本主査、中谷 (教育推進課)畑参事 (子育て支援課)齊藤課長 (生涯学習課)吉田課長、南田参事
欠 席 者	
委 員	
議題及び議事の趣旨	第14号議案 平成28年度島本町教育・保育重点目標(案)について 第15号議案 島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等 に関する規則の一部改正について 第16号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係教育委員会規則の整備 に関する規則の制定について 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用 者負担額等に関する条例施行規則の一部改正について 第18号議案 島本町下少等対策委員会委員の委嘱について 第19号議案 島本町十少年指導員の解嘱及び委嘱について 第20号議案 島本町社会教育委員の委嘱について 第21号議案 島本町社会教育委員の委嘱について 第21号議案 事務局職員人事について 第22号議案 事務局職員人事について 第25号議案 事務局職員人事について 第25号報告 懲戒免職処分取消請求控訴事件の提起等について 府費負担教職員の懲戒処分に関する内申の臨時代理について
議決事項	第14号議案、第15号議案、第16号議案、第17号議案、第18号議案、 第19号議案、第20号議案、第21号議案、第22号議案
教育長の報告の要旨	別紙議事録のとおり
その他	傍聴者1名

教育長 ただいまの出席委員は3名で、全員出席であります。

よって平成28年第4回教育委員会臨時会を開会いたします。

教育長 お諮りします。会議録署名委員は島本町教育委員会会議規則第17

条の規定により、髙岡委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は、髙岡委員

に決定いたしました。

よろしくお願いいたします。

第14号議案「平成28年度島本町教育・保育重点目標(案)につ

いて」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 平成28年度島本町教育・保育重点目標につきましては、これまで

に教育委員の皆様をはじめ、教育委員会事務局各課並びに教育関係各

施設に意見を求めました。この度、皆様からいただいた意見をもとに

最終案として取りまとめましたので、ご審議いただくものです。

昨年度との大きな変更点といたしましては、まず、平成27年度に

島本町総合教育会議において策定いたしました「島本町教育大綱」を

記載しました。また、レイアウトについて、各項目において最初に方

針及び目標を掲げ、参考資料については後ろに記載するよう変更し、

併せて文言の修正を行いました。

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(質疑なし)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

委員 平成29年度に向けての意見ですが、島本町教育大綱に掲げている

「ふるさとを大切に思う心を育て、世界へはばたく力を育みます」と

いう目標に関して、重点目標の中では「ふるさとを大切に思う心を育

て」るという内容を含んだ目標が弱いと感じるので、ご検討いただき

たいと思います。

教育長 ご意見として承ります。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第15号議案「島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の 説明を求めます。

教育総務課長

改正理由につきましては、現在当該規則において、小学校に就学している子どもの保護者である者がその送迎により勤務時間の割振り変更が必要となった場合はそれを認める特例規定が設けられています。この度、学校教育法の一部改正により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定されることから、「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員」までが対象となるように文言の改正を行うものです。

改正内容につきましては、新旧対照表のとおり、当該規定第4条の 2第1項第2号において所要の文言改正を行うものです。

施行期日につきましては、平成28年4月1日としています。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員

義務教育学校の前期課程とはどのようなものでしょうか。

教育長

義務教育学校とは、小学校及び中学校が一体化した9年制の学校の ことで、前期課程とは小学校にあたる部分を指します。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第16号議案「行政不服審査法の施行に伴う関係教育委員会規則の 整備に関する規則の制定について」を議題とします。事務局の説明を 求めます。

子育て支援課長

制定理由につきましては、不服申立制度に関する一般的事項を定める行政不服審査法が、昭和37年の制定後初めて全面的に見直しがなされ、平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係する教育委員会規則について、所要の改正を行うものです。

法改正の概要としては、不服申立ての手続きについて、異議申立て を廃止、審査請求に一元化し、また、審査請求期間を60日から3か 月に延長することなどです。

制定内容につきましては、「島本町保育の実施に関する規則」と「島本町保育の必要性の認定に関する規則」について教示などを一部改正するもので、施行期日は平成28年4月1日です。

まずは、「島本町保育の実施に関する規則」についてです。

「様式第2号 保育の利用調整結果通知書(利用可)」についてですが、入所利用欄を削除いたします。これは、通知書の件名において入所利用の可否が既に記載されていることから不要と判断したものです。

また、「様式第2の2号 保育の利用調整結果通知書(利用不可)」については、法改正に伴い、「異議申立て」を「審査請求」に、不服申立期間を「60日」から「3か月」に、審査請求先を「島本町教育委員会」から「島本町長」に、「決定書」を「採決書」に改正いたします。

保育に関する事務は、町長から教育委員会に委任されていることから、審査請求先は、委任庁である「島本町長」となります。

さらに、「様式第4号 保育所等利用解除決定通知書」につきまして も、様式第2の2号と同様の改正を行うものです。

次に、「島本町保育の必要性の認定に関する規則」についてですが、 「別記様式 支給認定証」についても、同様の改正を行うものでございます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員

これは、希望する保育所に入れないという通知に対して、審査請求が可能であることを規定しているということでしょうか。

子育て支援課長

その通りです。

様式第2の2号が保育所利用不可の通知となっており、この決定に 対して不服があるときは審査請求できるものとなっています。

委員

希望の保育所に入れないことはあるのでしょうか。

子育て支援課長

入所申込みの際には第四希望までおうかがいしますが、定員等の都 合により、ご希望に添えないことはあります。

平成28年度の入所に際しても1件異議申立てはありましたが、入 所辞退者が出たことによって、申立者のご家庭の入所が可能となった ことから、異議申立てについては取下げとなりました。

委員

法改正の経緯を教えていただけますか。

子育て支援課長

平成20年度から関連法案の議論がなされてきました。そして、平成26年3月に関連3法案が可決され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。行政の実態に合う形となるよう改正されたものです。

委員

行政不服審査法は昭和37年に制定となっていますが、保育所が教 育委員会所管となった際に一度規則改正は行っているのでしょうか。

次長

平成26年度の機構改革により保育所が教育委員会所管となった際 に規則改正を行っています。

委員

平成26年度以前は、町長に対して異議申立てを行っていたのでしょうか。

次長

以前は2段階の申立てがあり、最初は福祉事務所長宛に、次に町長 宛に異議申立てを行っていました。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第17号議案「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部改正について」を議題 とします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

改正理由については2点ございます。

まず1点目は、1号認定の利用者負担額、幼稚園保育料の経過措置です。平成27年4月から子ども・子育で支援新制度が開始し、新制度上では幼稚園についても、所得に応じた保育料となっております。平成27年度は急激な変化を緩和するための経過措置を規則に定めて適用しておりますが、平成28年度についても措置を引き続き適用するため、所要の改正を行うものです。

2点目は、未婚のひとり親世帯への寡婦控除のみなし摘要についてです。現在、婚姻歴のないひとり親家庭には税法の定める「寡婦(夫)控除」が適用されないため、婚姻歴のあるひとり親家庭と比べて、同じひとり親家庭であるにもかかわらず、保育所保育料等の算定等において、負担額の格差が生じる場合があります。そこで、婚姻歴の有無により寡婦(夫)控除が受けられないひとり親家庭に対し、寡婦(夫)控除をみなし適用して、負担の公平化を図るため、所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、まず、第3条の利用者負担額に関する経 過措置として、28年度の保育料を定めます。平成27年度は8,4 00円を上限としておりましたが、段階的に移行するため、28年度 においては第8階層を9,000円に第9階層を11,000円に、 第10階層を13,000円に改正いたします。また、未婚のひとり 親世帯への寡婦控除のみなし摘要ができるよう、第7条に追加で規定 いたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員

私立の幼稚園に通う場合の月額はどのくらいかかるのでしょうか。 また、保育料があがることによって公立幼稚園の入園に影響はあっ たのでしょうか。 子育て支援課長

私立幼稚園の保育料の参考といたしまして、山崎幼稚園の保育料についてですが、3歳児で23,500円、4歳児で24,400円、5歳児で25,800円となっています。保育料増による公立幼稚園入園への影響については現在不明です。

部長

昨年、国が保育料について世帯の所得に応じたものとなるよう見直 した基準を示しました。本町においても、国の基準に基づき、平成2 7年度から段階的な経過措置を設けながら保育料を変更しています。 保育所については以前から所得に応じた保育料となっていたものが、 幼稚園についても同様の取扱いとなるものです。本町の保育料につい ては、民間や近隣の市に比べて安くなっていますし、保育料の変更や 経過措置についてはお知らせもしていますので、町立幼稚園への入園 に大きく影響が出ることはないと考えています。

委員

対象となるのは町立の幼稚園のみでしょうか。

次長

本町内にある子ども・子育て支援新制度上のすべての幼稚園について適用されるものです。本町内にある私立の山崎幼稚園については、新制度上の幼稚園ではないため、現在は町立幼稚園のみが対象となります。山崎幼稚園が新制度上の幼稚園に移行した場合は、本規則の保育料が適用されることとなります。

委員

第8階層、第9階層及び第10階層の対象者はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

子育て支援課長

現在の在籍者においては、第8階層が18.8パーセント、第9階層が7.3パーセント、第10階層が2.3パーセントとなっています。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第18号議案「島本町いじめ等対策委員会委員の委嘱について」を 議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

本議案は、平成26年4月に策定いたしました、島本町いじめ防止 等基本方針に則り、平成28年度島本町いじめ等対策委員会に、必要 な委員の委嘱をお願いするものです。

本委員会は、町立小中学校におけるいじめ等の実態把握や有効な対 策等を検討することのほか、重篤ないじめ事案が発生した際、客観的 な事実関係の調査が必要とされる場合には調査主体となる組織となり ます。

委員の選任に当たりましては、専門的な知識、経験を有する方で、 委員会の公平性及び中立性を担保すると言う観点に立ち、弁護士、医 師、警察OB、臨床心理士、社会福祉士に委嘱を打診し、承諾をいた だいております。

なお、このたびの選任に当たっては、昨年度お願いした方に、引き 続き委員をお勤めいただくよう依頼をしました。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(質疑なし)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第19号議案「島本町青少年指導員の解嘱及び委嘱について」を議 題とします。事務局の説明を求めます。

牛涯学習課長

平成29年3月31日までの任期で現在委嘱している島本町青少年 指導員15名のうち、2名から仕事の都合で、平日の夜に行われる会 議や土日に行われる事業に出席できないため辞任する旨の申出があっ たことから、この2名について解嘱し、新たに1名を委嘱するためご 審議いただくものです。

なお、委員の定数は15名以内となっていることから、残り1名の 欠員につきましては引き続き調整していきたいと考えています。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(質疑なし)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第20号議案「島本町社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

社会教育委員の任期につきましては、平成28年3月31日をもって、2年の任期が満了となることから、平成28年4月1日付けで社会教育委員の委嘱をするものです。社会教育委員の構成については、社会教育法の第15条に、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱するものです。

社会教育委員の定数は10名以内となっていることから、10名の選任をお願いするものです。名簿の1番目から4番目までは「学校教育及び社会教育の関係者」、5番目は「家庭教育の向上に資する活動を行う者」、6番目から9番目までは「学識経験のある者」となっています。10番目の「公募」については、3月23日に開催いたしました公募委員選考委員会で審査を行った結果、選考された方です。

なお、4番目と8番目の2名については新任委員であり、残りの8 名については再任をお願いするものです。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員 4番目と10番目の2名が新しい方とのことですが、以前の2名は

辞められたのでしょうか。

生涯学習課長 4番目の方については音楽協会からご推薦いただいており、この度、

新任の委員となったものです。10番目の方については、公募委員で

あることから新任の方となったものです。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第21号議案「島本町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題と

します。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 スポーツ推進委員の任期につきましては、先ほどの社会教育委員と

同様、平成28年3月31日をもって、2年の任期が満了となることから、平成28年4月1日付けでスポーツ推進委員の委嘱をするもの

です。スポーツ推進委員の職務については、スポーツ基本法に基づき、

事業の実施に係る連絡調整、実技の指導及び助言、スポーツ推進のた

めの組織の育成、教育機関、行政機関、スポーツ団体等が行う事業へ

の協力、啓発に関することとなっています。

スポーツ推進委員の定数は15名以内となっていることから、15

名の選任をお願いするものです。名簿の14番目と15番目の2名に

ついては新任委員で、残りの13名については再任をお願いするもの

です。

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員 新任の14番目と15番目の2名はどのような方々でしょうか。

牛涯学習課長

14番目の方については、現在体育協会の理事であり、町民スポーツ祭の実行委員や夜間ウォーキングのボランティアを務めておられます。ソフトボール経験者であり、ソフトボール連盟に所属しています。

15番目の方については、夜間ウォーキングのボランティアを務められた経験があります。バレーボールの経験者です。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。 お諮りします。

第22号議案、第8号報告及び第9号報告につきましては、人事案件でございますので、教育委員会会議規則第15条の規定により、秘密会とすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、秘密会とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(傍聴者・一部事務局職員退室)

教育長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第22号議案「事務局職員人事について」を議題とします。事務局 の説明を求めます。

教育総務課長

[事務局職員人事について説明]

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(質疑応答内容非公開)

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長ないようでございますので、質疑を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(一部事務局職員入室)

教育長休憩前に引き続き、会議を開きます。

第8号報告「懲戒免職処分取消請求控訴事件の提起等について」を

議題とします。事務局の説明を求めます。

次長 [懲戒免職処分取消請求控訴事件の提起等について説明]

教育長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(質疑応答内容非公開)

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

この際、暫時休憩いたします。

(一部事務局職員退室)

教育長休憩前に引き続き、会議を開きます。

第9号報告「府費負担教職員の懲戒処分に関する内申の臨時代理に

ついて」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 「府費負担教職員の懲戒処分に関する内申の臨時代理について説明」

教育長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(質疑応答内容非公開)

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

この際、暫時休憩いたします。

(一部事務局職員入室)

教育長休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上をもちまして、本日の議事は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成28年第4回教育委員会臨時会を閉会いたします。